

○武家屋敷設置及び管理に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日

松江市条例第 281 号

改正 平成 17 年 7 月 12 日条例第 408 号

平成 26 年 12 月 19 日条例第 55 号

平成 31 年 3 月 29 日条例第 3 号

令和元年 7 月 12 日条例第 1 号

令和 4 年 3 月 30 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 江戸時代の武家屋敷を保存し、一般公衆の利用に供することを目的として、武家屋敷を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 武家屋敷の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
武家屋敷	松江市北堀町 305 番地

(業務)

第 3 条 武家屋敷は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 武家屋敷の保存及び家具、調度品、武具、図書その他の資料を収集し、保管し、展示する業務
- (2) 武家屋敷を使用する者に対し、必要な説明、助言及び指導を行う業務
- (3) 武家屋敷に関する専門的、技術的な調査研究を行う業務
- (4) 武家屋敷に関する案内書、解説書、目録等を作成し、及び頒布する業務

(指定管理者による管理)

第 4 条 武家屋敷の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 武家屋敷の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 武家屋敷の入場料の徴収、還付、減免及び割引に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が武家屋敷の管理運営上必要と認める業務

(供用日)

第6条 武家屋敷は、年中これを公開し、利用に供するものとする。ただし、指定管理者は、武家屋敷内の整理、陳列品の手入れその他特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(開館時間)

第7条 武家屋敷の開館時間は、4月1日から9月30日までの期間は午前8時30分から午後6時30分までとし、10月1日から翌年3月31日までの期間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(禁止行為)

第8条 武家屋敷に入場する者（以下「入場者」という。）は、すべて指定管理者の指示に従うとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 武家屋敷内の秩序を乱す行為
- (2) 建物又は陳列品を損傷するおそれのある行為

2 指定管理者は、前項に違反する行為をした者に対して、退去を命ずることができる。

(入場料)

第9条 入場者は、入場料を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 入場料は、別表に掲げる基準額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 市長は、指定管理者に入場料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(入場料の不還付)

第10条 既納の入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得て、入場料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 入場者の責任に帰することができない理由により、武家屋敷及び資料の観覧ができなくなったとき。
- (2) 次のいずれかに該当することを理由として指定管理者が武家屋敷からの退去を命じたとき。

ア 武家屋敷の保全又は公衆の武家屋敷の利用に著しい支障が生じた場合

イ 武家屋敷の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(入場料の割引)

第 12 条 指定管理者は、武家屋敷の利用促進のため必要と認めるときは、入場料を割り引くことができる。

(市長による管理)

第 13 条 第 10 条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、武家屋敷の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が武家屋敷の管理を行う場合にあつては、第 6 条中「指定管理者は、武家屋敷内の整理、陳列品の手入れその他特別の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、武家屋敷内の整理、陳列品の手入れその他特別の理由により必要があると認めるときは、」と、第 7 条及び第 11 条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条及び前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 9 条第 2 項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、読み替えてこれらの規定を適用し、第 9 条第 3 項の規定は適用しない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武家屋敷設置条例（昭和 44 年松江市条例第 28 号）の規定によりなされた入場料の徴収その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 7 月 12 日松江市条例第 408 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日松江市条例第 55 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日松江市条例第 3 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日松江市条例第16号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江市都市公園条例第10条第1項、第4項、第5項及び第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第9条関係) 武家屋敷入場料の基準額

区分		単位	金額	備考
大人		1人につき	310円	
小人		〃	150円	小・中学生
団体	大人	〃	240円	団体は、20人以上の場合とする。
	小人	〃	120円	